

## 下水道供用開始区域が広がります

問 下水道課 ☎ 内線224

5月1日から大磯、東小磯、西小磯、国府本郷、生沢、月京地区の一部で、新たに下水道を供用開始します。

公共下水道が使える区域でくみ取りトイレをご利用の方は、供用開始日から3年以内に水洗トイレに改造を、浄化槽をご利用の方は遅滞なく、公共下水道に接続することが義務付けられていますので、排水設備接続工事を行ってください。

供用開始日から3年以内に接続する場合には、一定の条件を設けて奨励金の交付、または融資あっせんの制度があります。

なお、接続工事は、町指定工事店にお申込みください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



◀ 供用開始区域は  
こちら



◀ 排水設備接続工事  
についてはこちら

## 【奨励金の交付額】

| 接続工事<br>費 用      | 供用開始からの経過年数 |         |         |
|------------------|-------------|---------|---------|
|                  | 1年目         | 2年目     | 3年目     |
| 5万円以上<br>15万円未満  | 12,000円     | 8,000円  | 4,000円  |
| 15万円以上<br>30万円未満 | 21,000円     | 14,000円 | 7,000円  |
| 30万円以上<br>40万円未満 | 27,000円     | 18,000円 | 9,000円  |
| 40万円以上           | 30,000円     | 20,000円 | 10,000円 |

※接続工事費用、供用開始経過年数に応じて、交付します。

令和7年度町税・保険料の納税（入）通知書を発送します。  
納期限内に納付しましょう。

問 税務課 ☎ 内線251・町民課 ☎ 内線274  
福祉課 ☎ 内線315

令和7年度の町税等に関する納税（入）通知書を順次発送します。

| 科 目<br>発送時期(予定)                     | 納 期       |          |           |           |
|-------------------------------------|-----------|----------|-----------|-----------|
|                                     | 1 期       | 2 期      | 3 期       | 4 期       |
| 固定資産税<br>5月1日(木)                    | 6月2日(月)   | 7月31日(木) | 9月30日(火)  | 12月1日(月)  |
| 軽自動車税<br>(種別割)<br>5月1日(木)           | 6月2日(月)   |          |           |           |
| 町県民税・<br>森林環境税<br>(普通徴収)<br>6月6日(金) | 6月30日(月)  | 9月1日(月)  | 10月31日(金) | 1月5日(月)   |
| 国民健康保険税/<br>介護保険料<br>6月10日(火)       | 1 期       | 2 期      | 3 期       | 4 期       |
|                                     | 6月30日(月)  | 7月31日(木) | 9月1日(月)   | 9月30日(火)  |
|                                     | 5 期       | 6 期      | 7 期       | 8 期       |
|                                     | 10月31日(金) | 12月1日(月) | 1月5日(月)   | 2月2日(月)   |
|                                     | 9 期       | 10 期     |           |           |
|                                     | 3月2日(月)   | 3月31日(火) |           |           |
| 後期高齢者<br>医療保険料<br>7月11日(金)          | 1 期       | 2 期      | 3 期       | 4 期       |
|                                     | 7月31日(木)  | 9月1日(月)  | 9月30日(火)  | 10月31日(金) |
|                                     | 5 期       | 6 期      | 7 期       | 8 期       |
|                                     | 12月1日(月)  | 1月5日(月)  | 2月2日(月)   | 3月2日(月)   |
|                                     | 9 期       |          |           |           |
|                                     | 3月31日(火)  |          |           |           |

※口座振替は、各納期限の日振替えます。全期前納の場合は、第1期の納期限の日です。

納税（入）通知書が届いたら、通知書の内容と同封物をよく確認してください。封筒の中に納付書が入っている場合は、原則としてご自身で納付する必要があります。

納付書は1年分をまとめて発送しています。納付の際は、納付書に記載された税目、期別、納期限をよく確認してください。

## ○キャッシュレス納付・口座振替が便利です！

キャッシュレス納付は、曜日や時間を気にせず納付できます。口座振替では1回のお申し込みで納め忘れの心配がなくなります。ご自身のライフスタイルに合わせた納付方法をご利用ください。詳細は、町ホームページをご覧ください。

## ○このようなことはありませんか？

- ① 町県民税は給料から天引きだと思っていたが督促状が届いた。  
⇒転職等により、普通徴収に切り替わっていることがあります。このようなときは、納付書が同封されていますので、ご自身で納付するか、勤務先に相談してください。
- ② 固定資産税第1期を納付するつもりが、誤って第3期の納付書で納付してしまった。  
⇒改めて正しい期別の納付書で納付してください。納付後の期別誤りは修正できません。
- ③ 口座残高が不足して振替できなかった。  
⇒振替できなかった方には納付書を送付します。再振替は行いませんので、納付書が届き次第、至急納付してください。